

産業廃棄物収集運搬業許可証

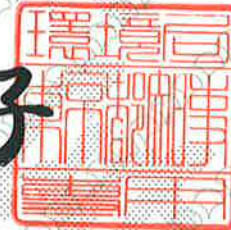
住所 東京都墨田区横川三丁目9番3号

氏名 株式会社環境整備
代表取締役 廣田 健史

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 6月 9日

許可の有効年月日 令和 7年 6月 8日

1 事業の範囲

(1) 収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油（焼却可能なものに限る。）、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上14種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（積替え保管に係る限定は裏面のとおり）

汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上6種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地

(1) 東京都葛飾区宝町二丁目18番5号

(2) 東京都足立区千住桜木二丁目18番5号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 7年 6月 9日 新規許可

令和 2年 6月 9日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

2 積替え保管施設

(1) 東京都葛飾区宝町二丁目18番5号 面積: 671m² 最大保管高さ: 1.7m

産業廃棄物の種類	保 管 量		
木くず	コンテナ1台	8.0	m ³
がれき類	コンテナ1台	1.0	m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	コンテナ1台	1.0	m ³
汚泥、金属くず（水銀電池、空気亜鉛電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	コンテナ1台	0.04	m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶3本	0.88	m ³
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	コンテナ1台	0.24	m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空きびんに限る。）	ドラム缶1本	0.2	m ³
	コンテナ3台	3.45	m ³
保管量合計		14.81	m ³

(2) 東京都足立区千住桜木二丁目18番5号 面積: 267m² 最大保管高さ: 1.08m

産業廃棄物の種類	保 管 量		
がれき類	コンテナ1台	1.0	m ³
保管量合計		1.0	m ³

(以下余白)